

I 伊豆諸島における海岸漂着物対策推進計画の基本的事項

計画改定の趣旨

「海岸漂着物処理推進法」（H21.7.15公布 ・ 施行）に基づき伊豆諸島における海岸漂着物対策推進計画（H26.6）を策定、その後の海岸漂着物等対策に係る国際連携・協力の必要性の高まりを受け、「海岸漂着物処理推進法」の一部を改正する法率（H30.6）が公布・施行され、同法を踏まえた「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（R1.5）」も改正された。それを受け更なる海岸漂着物対策の推進のため、重点区域海岸の見直しや、東京都の施策を盛り込む形で必要な改定を行う。
※設定した重点区域海岸は別紙参照

計画の位置づけ

海岸漂着物処理推進法第14 条の規定により都が作成する地域計画であり、基本方針に基づくものである。

対象とする範囲と海岸漂着物

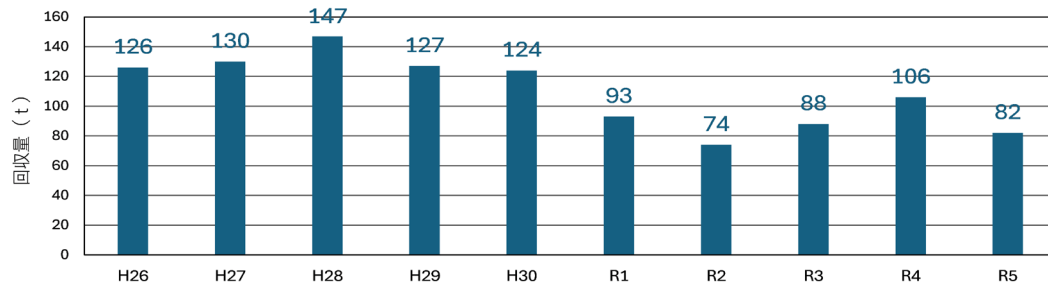
本計画の対象範囲は、伊豆諸島の有人島9島全域とし、海岸漂着物処理推進法第2条第3項に定める「海岸漂着物等」を対象とする。

II 伊豆諸島の海岸の現状及び対策実施状況

海岸漂着物対策の実施状況と課題

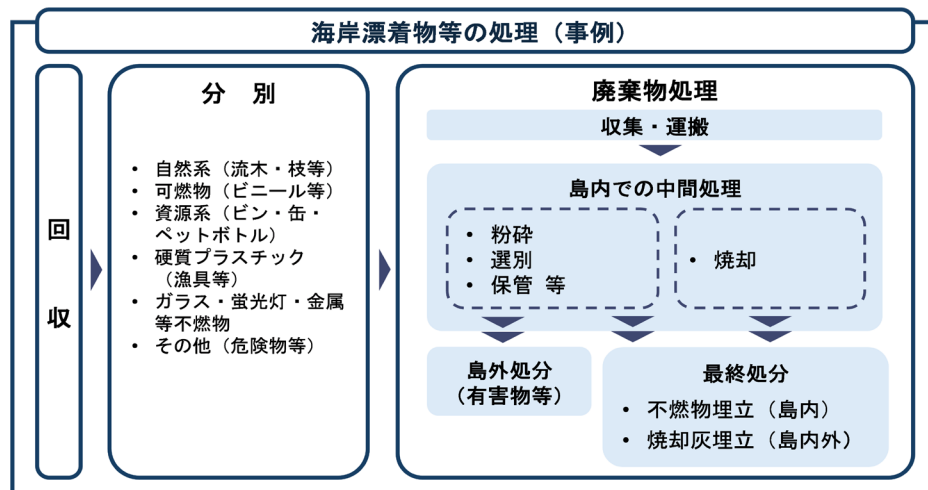
◆回収・分別

現地ヒアリング調査の結果により、伊豆諸島における海岸漂着物の回収・処理の実施状況を以下に示す。



◆処理

回収された海岸漂着物等は、地元自治体によって、多くは一般廃棄物の処理のルートに沿って島内での中間処理（焼却・破砕等）や最終処分（埋立）、あるいは島外での処理が実施されている。



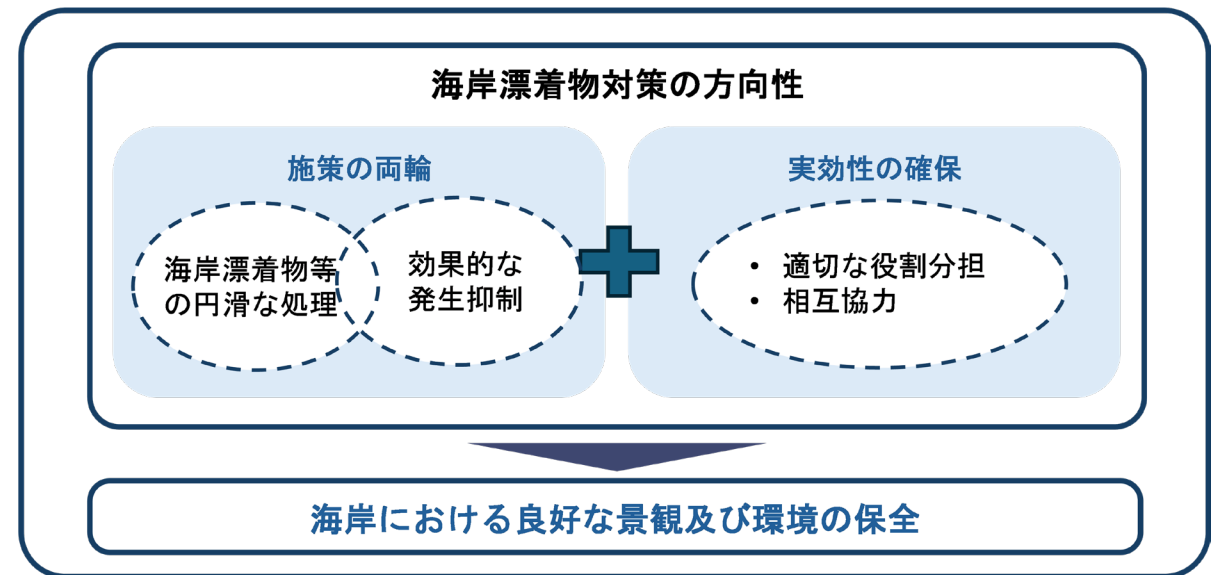
◆課題

- ・ 海水浴や観光のシーズンに合わせて回収活動が行われており、時期や場所ごとの回収状況に大きな差がある。
- ・ 台風の常襲地域であり、漂着物が大量に漂着するおそれがある。
- ・ 海岸漂着物等の処理に当たり廃棄物処理施設及び処理のノウハウを持つ地元自治体の協力が不可欠であり、海岸管理者と地元自治体における更なる連携協力の仕組みづくりが必要である。

III 伊豆諸島における海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向

伊豆諸島における海岸漂着物対策の基本的な方針

海岸漂着物等の円滑な処理と効果的な発生抑制を施策の両輪として、海岸における良好な景観及び環境の保全を図る。海岸漂着物対策の実施に際しては、多様な主体の適切な役割分担と相互協力が肝要である。



伊豆諸島における海岸漂着物対策は関係主体の役割分担を基本とし、多様な主体の参画・連携を得ながら効率的・効果的に回収・処理を図り、併せて発生抑制のための対策を推進することにより、豊かで美しい海岸環境の保全を図ることを基本的な方針としていく。

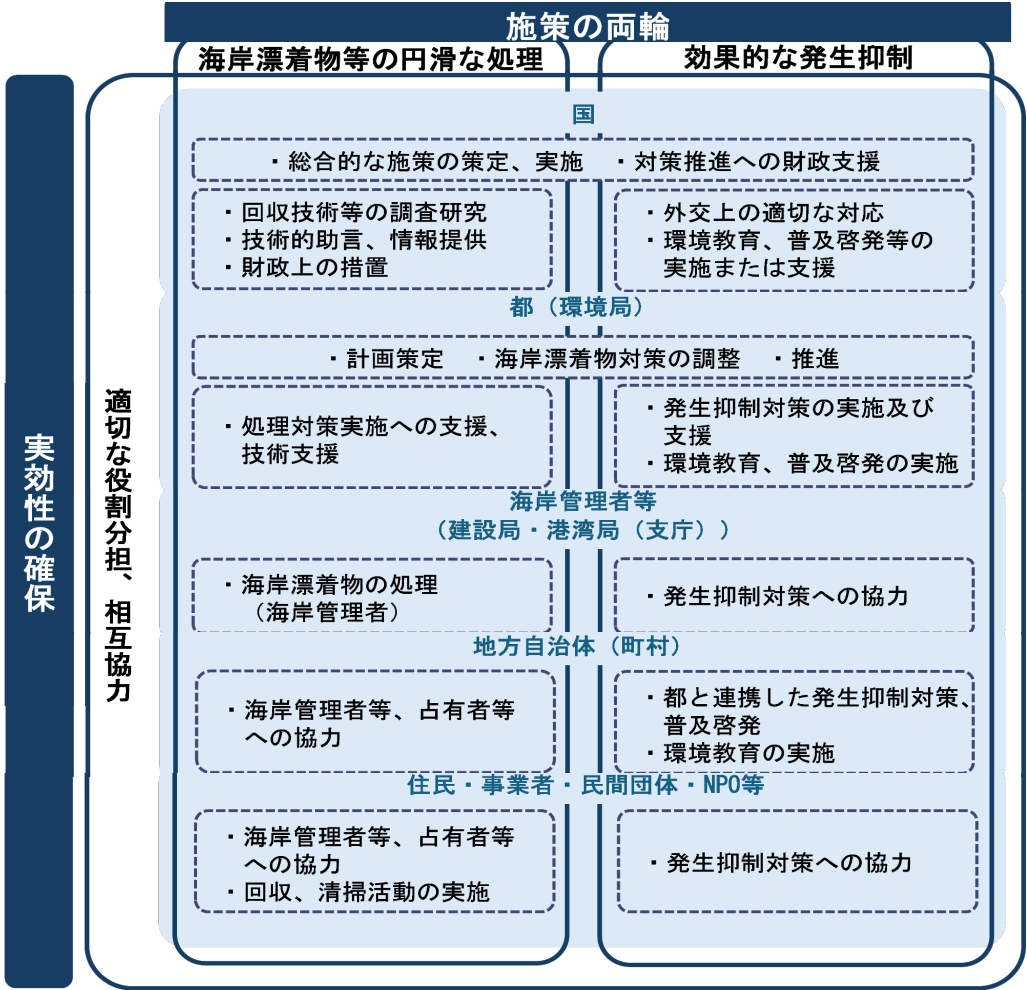
目指すべき姿・目標

本計画に沿った海岸漂着物対策を推進するための目標は次に示す。

- ・ 関係する主体が相互に協力しながら、能動的に海岸漂着物対策を実施している。
- ・ 地元の住民等が、海水浴の季節を中心に、主体的かつ継続的に回収・清掃活動を実施している。
- ・ 海岸漂着物量の経年の変化の傾向を捉えることができる。
- ・ 処理対策及び発生抑制対策により、海岸が美しく保たれていることが実感できる。

関係主体の役割分担の考え方

海岸漂着物対策に取り組む上での関係主体の役割分担は、海岸漂着物処理推進法における考え方を基本としつつ、伊豆諸島における実情を踏まえ、地域で連携・協力できるよう本計画の中で定めていく。



Ⅳ 海岸漂着物等の円滑な処理対策

◆対策方針

海岸漂着物等の処理対策は、次の方針に基づき実施する。

- ・ 都は海岸漂着物対策を重点的に推進する海岸の区域を設定する。
- ・ 海岸管理者等は、所管する重点区域海岸における海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く）の処理を行う。
- ・ 各町村は、必要に応じ、海岸管理者等による処理対策に協力する。
- ・ 都は、住民等による主体的かつ自発的な回収活動について、継続実施が図られるよう、各町村の協力を得て技術的支援等を行う。
- ・ 漂流ごみは国、都、町村が協力して円滑な処理に努める。

◆対策内容

既に行われている地域の取組状況を踏まえ、より効果的・効率的な回収・処理が可能となるよう、各主体による連携や情報共有を図り海岸漂着物対策を進めることが重要である。対策内容は次のとおりとする。

事項	具体的な取組	関係主体
各主体の連携	○ 都は、各主体の協力を得て、実施時期や場所等の把握に努め、計画的に実施が図られるよう、総合的な調整に努める。 ○ 回収・処理の実施に当たっては、海岸管理者等は、各町村と「協定」等を締結するなど、連携した実施体制の確保に努める。	都 各実施主体
回収	（日常的な回収活動） ○海岸管理者等は、都、町村及び住民等と連携し実施する。 ○住民等による回収活動については自発性・主体性を尊重し、継続した実施に努める。 ○都は、住民等による継続的な実施が図られるよう町村と協力し技術的な支援を行う。 ○回収にあたっては、その後の処理において再資源化が容易になるように、可能な範囲で素材ごとに分別を行う。 （大型ごみ等） ○大型で重機等の使用や船による回収が必要な海岸漂着物等は、海岸漂着物等の多い海岸を優先して計画的に実施する（年1回程度）。 ○必要に応じて、町村などと連携して実施する。	海岸管理者等 住民等 町村 都
処理 （収集運搬 島内処理 島外搬出 処分）	○海岸管理者等が廃棄物処理のノウハウ及び施設を有する町村と連携して実施する。 ○海岸漂着物等の処分に関しては、可能な限りリユース、リサイクルを優先する。 ○都は、運搬ルートや処理の合理化、処理施設のある自治体との調整連携など、効率的な処理体制の構築を目指す。	海岸管理者等 町村 都
住民等との窓口	○町村は、回収活動を行う住民等との一次的な連絡相談・調整の窓口を担う。	町村
特記事項	○事業者がその事業として海岸漂着物等の回収を行う場合は、回収した海岸漂着物等は、自らの責任において適正に処理する。	

◆緊急時等の対応

（１）台風等による災害時の対応、（２）災害時以外の対応、（３）船舶等から流出した油や有害液体物質等の対応

Ⅴ 効果的な発生抑制対策

◆対策方針

普及啓発等は、次の方針に基づき具体的に実施する。

◆対策内容

対策内容は次のとおりとする。

- ・ 対象地域は原則伊豆諸島全域とし、対象者は住民等を始め観光客等の来島者も含む。
- ・ 原則、都及び各町村を実施主体とし、関係主体は支援を行う。
- ・ 発生抑制対策は継続的な実施を行う。
- ・ 都、各町村の廃棄物適正処理や減量化施策等と連携した対策を実施する。

	項目	内容	抽出
発生抑制	廃棄物等の水域等への流出又は飛散の防止	○都及び各町村は、長期的には海岸漂着物等の発生抑制につながるという観点から、「東京資源循環・廃棄物処理計画」や各町村の「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、プラスチックを含む３Ｒを推進し、循環型社会の構築を目指す。 ○町村は住民や観光客等の来島者、事業者等と協力し、ごみの水域等への流出又はポイ捨て等による飛散をさせることのないようにし、ごみの投棄・散乱防止に努める。特に、廃プラスチックについては、マイクロプラスチックになる前に、前述の排出抑制に努める。	都町村 町村等
普及啓発・環境教育	普及啓発の推進	○都や各町村は、パンフレットやホームページ、広報誌などを活用して海岸漂着物等に対する理解を深め、実情や取組状況の周知及び活動参加の呼びかけを図る。 ○こうした取組は、観光協会等と連携することにより、地域住民だけでなく観光客等の来島者に対しても行う。	都町村
	環境教育の推進	○学校教育の一環として既に実施されている内容（総合学習、野外活動など）を継続するとともに、上記普及啓発資料を学校教材として活用するなどにより、内容の充実を図る。	都町村
	特記事項	処理対策の実施によって得られた情報を適宜反映するものとする。	

平成26 年度に重点区域海岸として47 海岸を設定し、令和6 年度は新たに調査要望があった海岸について、8 海岸を追加することとした。その他、既存の重点区域海岸について、対象区域の範囲等の変更を行った。

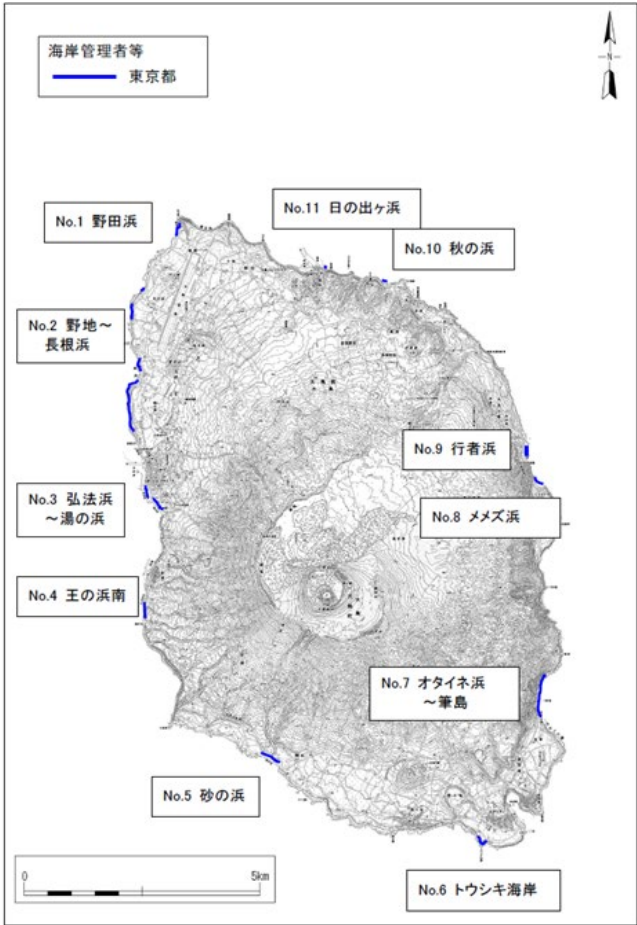
海岸 No.	島名	海岸名	②			②		海岸の所管
			直接 利用 (注1)	間接 利用 (注1)	自然 環境 (注2)	漂着物量 (被覆率) (注3)	回収 実績	
01	大島	野田浜	利用	利用		I	あり	東京都建設局
02		野地～長根浜	利用	利用		I ・ II	あり	東京都建設局
03		弘法浜～湯の浜	利用			II	あり	東京都建設局、港湾局
04		王の浜南	利用			I	あり	東京都建設局
05		砂の浜	利用		カメ	I	あり	東京都建設局
06		トウシキ海岸	利用			— (注4)	あり	東京都建設局
07		オタイネ浜～筆島	利用	利用		II ・ III	あり	東京都建設局
08		メメズ浜	利用			II	あり	東京都建設局
09		行者浜	利用			II	あり	東京都建設局
10		秋の浜	利用			III	あり	東京都建設局
11		日の出ヶ浜	利用			II	あり	東京都港湾局
12	利島	新浜～利島港	利用	利用		II ・ III	あり	東京都建設局、港湾局
13	新島	わかごう 若郷前浜	利用			I	あり	東京都建設局、港湾局
14		和田浜	利用			II	あり	東京都建設局、港湾局
15		前浜	利用			I ・ II	あり	東京都港湾局
16		新島港～黒根	利用			I	あり	東京都建設局、港湾局
17		まました 間々下	利用			I	あり	東京都建設局
18		はぶしうら 羽伏浦	利用	利用	カメ	III ・ IV	あり	東京都建設局
19	式根島	淡井浦	利用	利用		III	あり	東京都建設局
20		とまり 泊	利用	利用		I	あり	東京都港湾局
21		大浦	利用	利用		II	あり	東京都建設局
22		中の浦	利用	利用		II	あり	東京都建設局
23		釜の下	利用	利用		I	あり	東京都建設局
24		いしじろがわ 石白川	利用	利用		II	あり	東京都建設局
25	神津島	長浜	利用	利用		II	あり	東京都建設局
26		めいし海岸	利用			II	あり	東京都建設局
27		沢尻	利用	利用	カメ	I	あり	東京都建設局
28		前浜	利用	利用	カメ	II	あり	東京都港湾局
29		たこう 三浦漁港～多幸浜	利用	利用	カメ	I ・ III	あり	東京都建設局、港湾局
30		かやすはま 返浜	利用			IV		東京都建設局

海岸 No.	島名	海岸名	②			②		海岸の所管
			直接 利用 (注1)	間接 利用 (注1)	自然 環境 (注2)	漂着物量 (被覆率) (注3)	回収 実績	
31	三宅島	大久保浜	利用	利用	カメ	I ・ II	あり	東京都建設局、港湾局
32		おおふなと い が や 大船渡南～伊ヶ谷南 (△) (○)	利用	利用	カメ	II ～IV	あり	東京都建設局、港湾局
33		あこ 今崎～阿古漁港 (△) (○)	利用	利用		II ～IV	あり	東京都建設局、港湾局
34		横まま海岸	利用			III		東京都港湾局
35		みいけ 三池港南～三池浜			カメ	II		東京都港湾局
36		三七山裏		利用	カメ	II ・ III		東京都建設局
37		あかばつきよう 赤場暁～アノウ崎		利用		III ・ IV		東京都建設局
38		釜の尻	利用			II		東京都建設局
39		飛行場下 (○)	利用			II ～IV		東京都建設局、港湾局
40		沖原海岸 (○)		利用		I ・ III ・ IV		東京都建設局
41	御蔵島	御蔵島港 (△)	利用	利用		I ～III	あり	東京都建設局、港湾局
42	八丈島	なんばらせんじょうじき 南原干畳敷～長崎 (△)	利用	利用		II ・ III	あり	東京都建設局
43		よこま が うら 横間ヶ浦	利用			II	あり	東京都建設局
44		おつ ちょ が はま 乙千代ヶ浜	利用	利用		I	あり	東京都建設局
45		しおま 汐間海岸 (△)	利用			II	あり	東京都建設局
46		ぼらわ ざわ 洞輪沢漁港 (△)	利用			II	あり	東京都港湾局
47		ぼらわ ざわ 洞輪沢海岸 (△)	利用			II	あり	東京都建設局
48		そこど こう 底土港 (△)	利用			III ・ IV	あり	東京都港湾局
49		そこど 底土海水浴場	利用	利用	カメ	II	あり	東京都港湾局
50		たれ ど 垂戸湾 (△)	利用			II	あり	東京都建設局
51		や え ね こう 八重根港 (○)	利用			I ・ II	あり	東京都港湾局
52	中之郷	や え ね ぎょこう 八重根漁港 (○)	利用			II ・ IV	あり	東京都港湾局
53		かみなとぎょこう 神湊漁港 (○)	利用			I ・ II		東京都港湾局
54		なかの ごうぎょこう 中之郷漁港 (○)	利用			I ・ III	あり	東京都港湾局

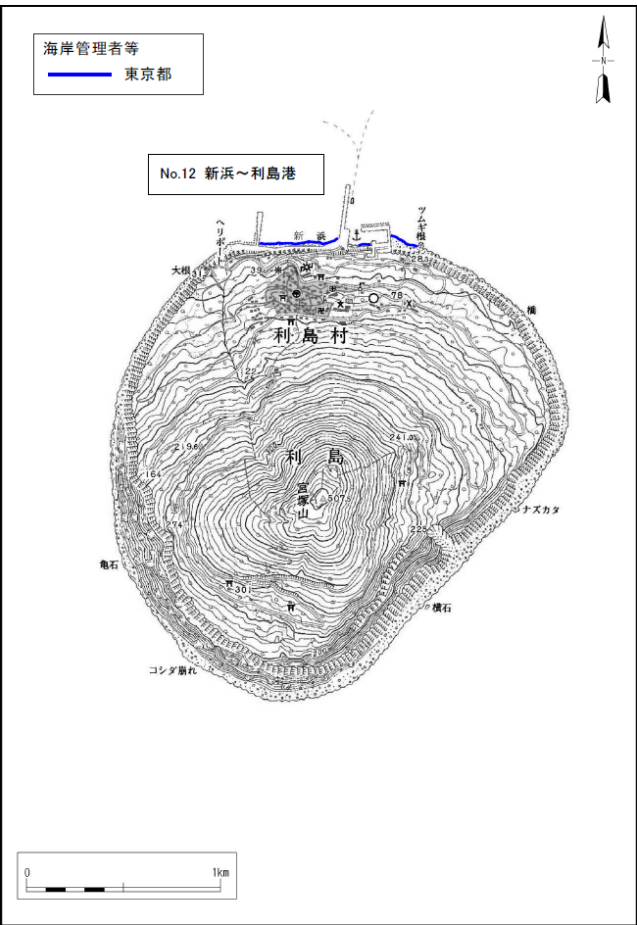
※ 平成24 年度に海岸漂着物の現存量調査206 海岸（7 ページ）に利用状況を考慮した 1 海岸を加え（注4）、159 海岸に統合した海岸のうち47 海岸を設定。令和6 年度に新たに8 海岸を追加して近接する既存の重点区域海岸との統合等を踏まえて54 海岸とした。

※ ○は「令和6 年度に追加」、△は「以前の重点区域海岸から範囲変更」を示す。

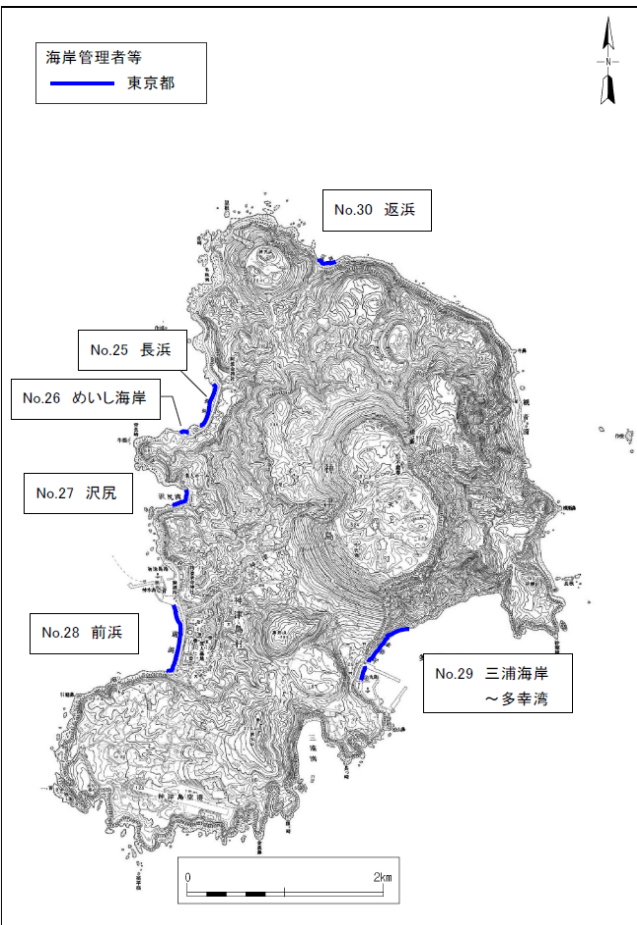
（注1）①直接利用：利用（海水浴やサーフィン等での利用が多いことを表す。）
間接利用：利用（優れた景観や史跡等を有する景勝地となっていることを表す。）
（注2）①自然環境：カメ（カメの産卵が確認されていることを表す。）
（注3）②漂着物量：海岸漂着物の評価区分による。
（I：漂着物がないか少ない。II：やや多い。III：多い。IV：非常に多い。V：漂着物の山）
（注4）現存量調査後に利用状況を考慮し設定したため、漂着物量の調査結果が不足している。
（注5）青ヶ島は、調査の結果「重点区域海岸なし」となった。



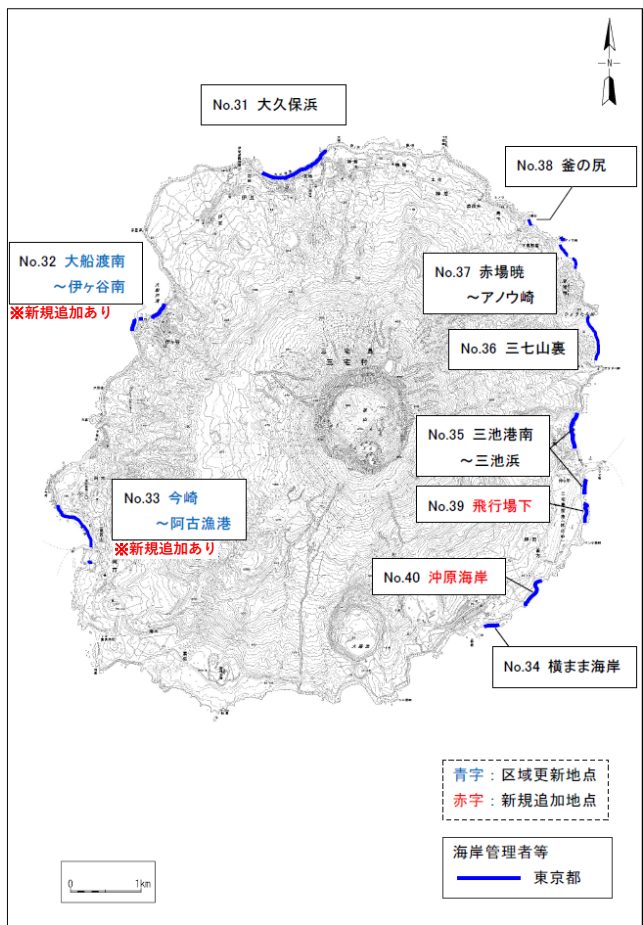
重点区域海岸（大島）



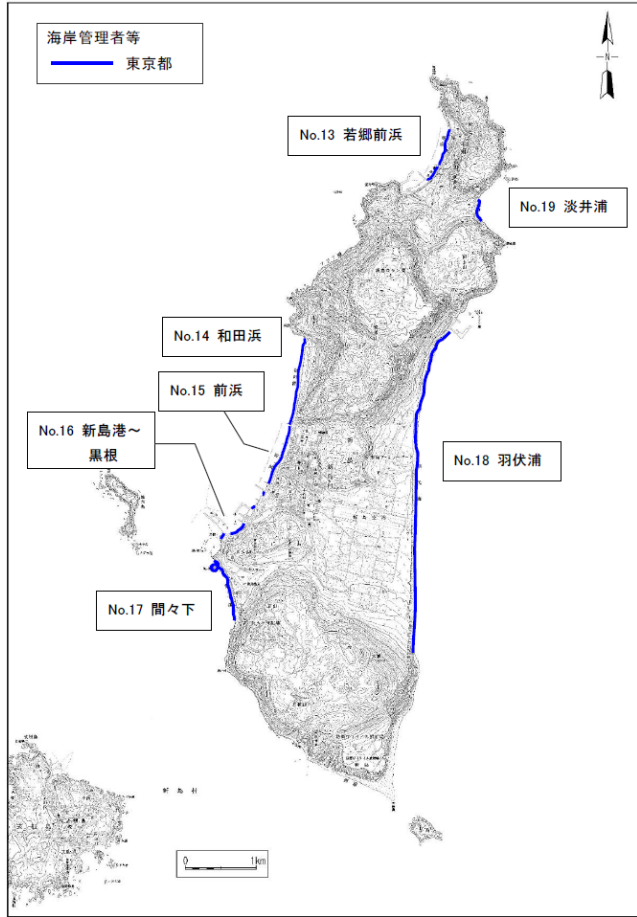
重点区域海岸（利島）



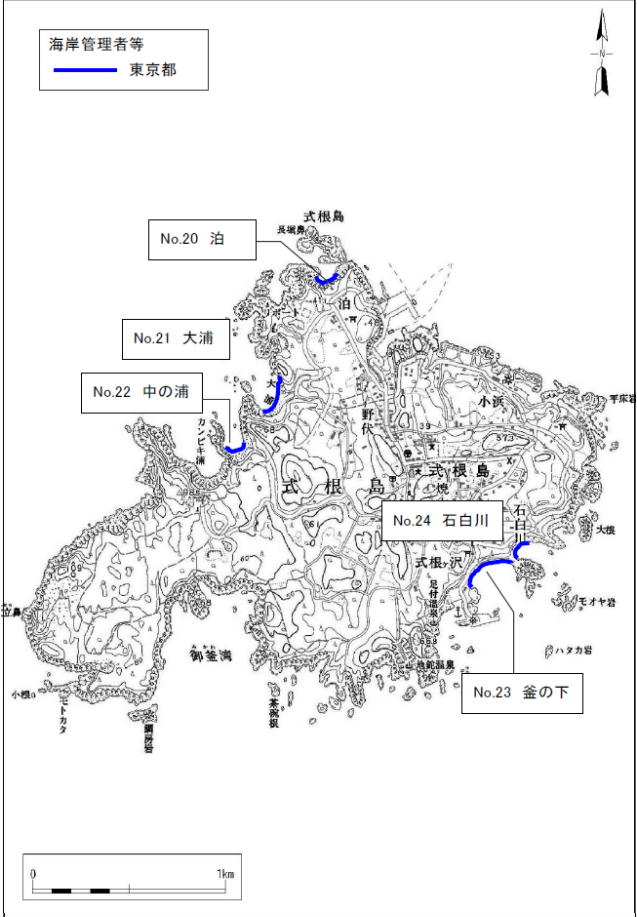
重点区域海岸（神津島）



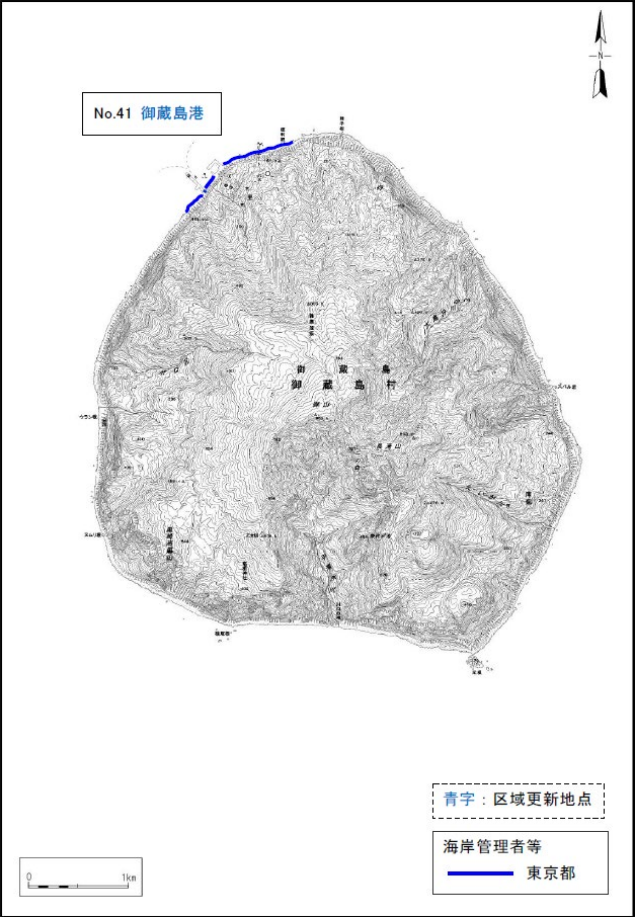
重点区域海岸（三宅島）



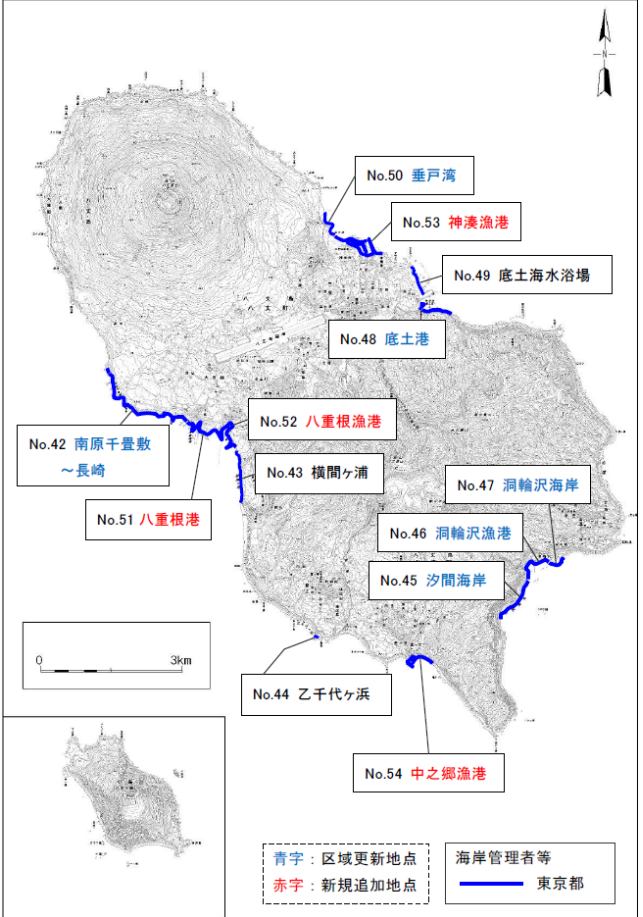
重点区域海岸（新島）



重点区域海岸（式根島）



重点区域海岸（御蔵島）



重点区域海岸（八丈島）